

令和2年6月第2回八街市議会定例会会議録（第4号）

.....

1. 開議 令和2年6月9日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展
- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 8番 角 麻 子
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市 長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事（事）	財政課長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明

経 済 環 境 部 長	黒 崎 淳 一
建 設 部 長	市 川 明 男
国 保 年 金 課 長	石 井 健 一
高 齢 者 福 祉 課 長	飛 田 雅 章

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴 木 正 義
総務部参事(事)総務課長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	堀 越 和 則

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	関 貴 美 代

・連絡員

教育委員会参事(事)学校教育課長	鈴 木 浩 明
教 育 総 務 課 長	井 口 安 弘

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	日 野 原 広 志
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	須 賀 澤 勲
主 査	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	今 関 雅
主 任 主 事	村 山 のり子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第4号)

令和2年6月9日(火)午前10時開議

日程第1 議案第13号から議案第28号
質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、議案第13号から議案第28号を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申合せにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、質疑は一問一答、同一議題につき2回までとなっております。また、上程された議案についての質疑でありますので、議題外にその範囲が広がらないよう、ご協力をお願いいたします。

最初に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、通告によりまして、議案第16号から質疑させていただきます。

まず、議案第16号は八街市児童館の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

まず、児童館管理についてなんですけれども、この条例制定では指定管理者制度の導入について、うたっているわけですね。児童館に指定管理者制度を導入する、その経緯について、なぜこのような管理にしようとしたのか、その辺についてお伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

指定管理者制度を導入するに至りました経緯ということでございますけれども、令和3年、来年4月の児童館開館に向けまして、八街市行財政改革推進本部において、運営管理方法につきまして直営、指定管理者制度、業務委託の3案について議論いたしました。この3案を比較検討する中におきまして、本市が推進しております八街市行財政改革プランにおきまして、行財政改革の具体的施策に民間委託等の推進というものを掲げておりますので、民間事業者が有しますノウハウを活用することで、効率的な施設運営による経費の節減、あるいは市民サービスの維持向上を図るものであるということから、この指定管理者制度を導入する方針で決定したところでございます。

これを受けまして、八街児童館の設置及び管理に関する条例の案につきまして、市民の方から広く意見を伺うため、令和2年3月16日から4月14日にかけてパブリックコメントの方を実施いたしますと共に、子どもの福祉に関します事項を調査審議する合議制の機関でございます八街市子ども・子育て会議、こちらにおきましてもご審議いただきまして、ご承認いただいたところでございます。

○丸山わき子君

行財政の効率化を図る上で導入したんだという答弁でございましたけれども、果たして子どもたちを育てる福祉、児童福祉の施設で、こういった指定管理者制度導入が果たして適切

なのかどうか。

児童館というのは0歳から18歳まで、まさに長いスパンで子どもたちを見守っていく場所です。ただ見守るだけではないというふうに思うわけですね。児童館というのは本当に今の子どもたち、それから将来にわたって八街の子どもたちをどのように育て上げていくのか、そういった子どもたちを健全に見守る、そういう対応が必要ではないかというふうに思うわけですね。これはやっぱり自治体の在り方、八街市の在り方が問われるというふうに私は思っております。そういう点では安易な対応ではなかったか。そういう点で、本当にこうした児童福祉施設が指定管理者制度でやっていけるのかどうか、その辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

児童館の運営方法ということでございますけれども、直営で行うということになりますと、本市にとりまして児童館の設置運営というものは初めての事業ということで経験がございません。また、児童館に義務付けられております専門の資格、あるいは経験を持った職員という者がおりませんので、こういった職員を採用していただくということも大変難しい状況でございます。

議員さんがおっしゃるとおり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設である児童館というものを安定的に運営していくためには、やはり知識、経験、あるいはスキルというものを持ち合わせました民間事業者の方に運営をお願いすることで専門性の高い人材を確保することが可能となりますので、また質の高いサービス提供というものが期待される場所もございますので、指定管理者制度を導入したいということでございます。

○丸山わき子君

今、答弁の中で安定的な経営ということを言われたわけですがけれども、実際には指定管理者制度というのは3年から5年で切替えていくわけですね。今回は3年というような、大変短い期間ですけれども。

私は先ほど申し上げましたけれども、本当に長いスパンで子どもたちを見守っていかなければならないのに、こういった3年、5年でどんどん切替えなければならないかもしれない可能性があるわけですね。ずっと同じ方、同じ指定管理者が実施していくわけではないというふうに思うわけですね。そういう点では大変不安定だと。安定的な経営どころか、不安定な経営だというふうに私は思います。そういう点では、これは到底認められないというふうに思うわけでありませう。

それから、付議案の20ページ、管理について、第4条なんですけれども、ここでは法人その他の団体であって、市長が指定する者に対して指定管理していくんだというふうに言っているわけなんです、法人その他、市長の指定すると。市長はどのような団体を指定しようとしているのか、その辺についてお伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

条例の第4条の方に規定しております市長が指定する者でございますけれども、これは八街市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づきまして、市長は指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募し、申請のあった候補者を、指定管理者選定委員会において、候補者の選定要件を満たす候補者のうちから各施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することが出来ると認められる方に対して指定管理者の候補者として選定いたしまして、議会の議決を得た後に指定管理者として指定するというところでございます。

○丸山わき子君

ちょっと今聞いたのは違う、答弁が違います。

第4条で、法人その他の団体であって、とあるでしょう。その他の団体というのはどこを指しているのか、どういう団体を指しているのか。これは1回目ですからね、さっきのは違いましたからね。

○市民部長（吉田正明君）

大変申し訳ございませんでした。

ここに示します、その他の団体でございますが、株式会社、あるいは公益法人、NPO法人、任意団体等というものを想定しております。

○丸山わき子君

株式会社というのは利益を求めるところですよ。住民福祉の増進を目的に、市が設置している公共施設に対して、やはり株式会社を導入していくというのは相容れないんじゃないかなど。もうけの対象にしてはならないというふうに思うんですね。そういう点では、委託する場合は、もうけを対象としない、そういうことを検討すべきではないかということで、この条例に関しては到底認められない。私はそう思っております。

それから、事業執行の管理についてなんですけれども、今までは公の施設の管理運営については市長が管理運営状況を議会に報告する義務があり、それから住民の監査請求や情報公開請求が出来たわけですね。ところが、指定管理者制度では市長の議会への報告義務はなくなるわけです。情報公開も対象外となる。また、施設利用者の苦情等に対する自治体の責任が後退してしまう。チェックも本当に困難な状況になってくるわけですね。このことに関して、どんなふうに検討されているのか、お考えなのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

指定管理者によります管理運営が協定書あるいは仕様書に基づきまして適切に履行されているか、それを施設設置者でございます市の方で継続的に確認、評価いたしまして、必要に応じて改善に向けた指示あるいは是正を行うといった、指定管理者の適正な管理運営と住民サービスの向上というものについては十分気を付けてまいりたいと考えております。

また、指定管理者の施設管理あるいは運営につきましては、条例第12条に規定しております子どもの福祉に関する事項を調査、審議する合議体の機関であります八街市子ども・子育て会議におきましても、適正な運営が行われているかどうかについて、意見を伺うという

ことで考えております。

○丸山わき子君

庁舎内部の組織内ではそういうことをするわけですけど、住民からの意見、住民からの声はどうなるのか、これが私は疑問なんです。社会福祉法第2条では、社会福祉事業の経営者は常に、その提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情の解決に努めなければならない。こういうことを言っているわけですね。そのために第三者委員会を置いて、きちんと対応しなさいよということを行っているんですけども、もし指定管理者でやっていく場合は第三者委員会を置いて対応されるのかどうか、その辺についてはどうなんでしょう。

○市民部長（吉田正明君）

現時点におきましては、第三者委員会の設置ということについては考えておりませんが、運営にあたりましては、指定管理者については利用者の方へのアンケートの実施などによりまして、管理業務に係ります利用者の方のニーズの把握に努めていただいて、十分、児童館の管理運営の方には市民の意見というものを反映させていただくという方向で指導してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

第三者の意見というのは受け入れていくべきだと思うんです。これでは本当になあなあで、出来ませんと……市民から苦情がある、意見が出ても、それは出来ません、で終わってしまうじゃないですか。やっぱりこういった、本当に指定管理者制度を導入するのであれば、きちんと第三者委員会を設置する、本当に公平な、公正な運営がされているのかどうか、そのチェック機能が何も無いまま、こういう条例を作っていくということは大変問題であるというふうに思います。

それから次に、付議案の21ページの利用の承認、利用の制限について、お伺いいたします。

第7条では、児童館を利用する者はあらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。それから、第8条では、指定管理者は施設の運営上支障があると認めるときは、その利用を制限し、拒むことが出来る。これは子どもに対してですよ。本来の児童館の役割がこれで果たせるのかどうか。その辺について、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

承認というところでございますけれども、八街市児童館の設置及び管理に関します条例の施行規則第2条の規定の方で、入館時に受付簿の記入をもって利用の承認を受けたものとみなすということで考えておりますので、特に承認証を出すとか、そういったことについては特に考えておりません。

○丸山わき子君

8条は。

○議長（鈴木広美君）

利用の制限についての質問も入っておりますけれども。

○市民部長（吉田正明君）

制限については、当然、規則に定めておりますとおり、公の秩序あるいは善良の風俗に反するおそれがある、あるいは施設または設備を損傷し、または滅失するおそれがあると認められるときなど、そういった場合につきましては、いずれも児童館に来園する子ども、あるいは保護者、また職員の安全安心を第一優先というふうに考えまして、利用の制限については定めさせていただいているものでございます。

○丸山わき子君

利用の承認、利用の制限について、私は大変管理的だと思います。確かに児童館を利用する子どもたちがどういう地域に住んでいて、どういうご家庭なのか、いざというときの連絡網、連絡先というのは必要かもしれない。しかしながら、承認を受けなければならない、こんな管理的なことはあってはならないというふうに思います。

それと、運営上支障があると認めるとき。これは、公平公正な運営は出来ません。

例えば以前、3年ほど前ですけれども、児童クラブで大変、お友達を殴ってしまったり、そういうお子さんがいたんです。そうしたら、あなた辞めてください、もう来ないでください。そういうことがあったんですね。私は児童クラブも児童館も、そういう問題のある子どもはしっかりと受け止めて、どうしてこういう行動を起こしてしまうのか、そういう解決にあたるのが児童館の仕事、それから児童クラブの仕事だというふうに思います。そういう点では、大変管理的な運営の在り方については、大変私は疑問を持つわけですけれども。

改めて伺いたしますが、児童館の役割は何なのか。その辺について、伺いたします。

○市民部長（吉田正明君）

児童館の役割というものにつきましては、設置及び管理に関する条例の第1条にもありますとおり、児童の健全な育成を図ることが第一目的でございます。ですので、今おっしゃられたようなことについては、確かに制限をかけるということについてはそういったご意見もあろうかと思えますけれども、やはりそこに来館する皆さんの安全安心というものを第一に考えなければなりませんので、ある一定の利用の制限というものについては、かけざるを得ないというふうに考えております。

○丸山わき子君

やはり管理的にしようとするれば、こういう縛りをかけていくわけですね。絶対に児童館というところは管理的な対応をしてはならないというふうに思います。

やはり児童館の機能、役割というのは、子どもたちの発達の増進ですね。これは、遊びを通じて子どもの発達の増進を図る。それから、子どもたちの居場所として日常生活を支援していく。また、今問題にいたしました、問題の発生、これに対してもきちんと家庭と連絡をとり合いながら、その対応をしていかなければならないところだと思います。

それと、いま一つは地域での総合的な子ども支援と健全育成の地域社会づくりをする、その拠点であるというふうに思います。本当に指定管理制度を導入することによって、こうし

た大切な子どもの施設が、ただ管理的に運営されていく、こういうことには大変疑問を持つところであります。私はそういう点では指定管理者制度であってはならない、児童福祉施設であるわけですから、自治体が責任を持って運営していくことを求めるわけであります。

次に、議案第18号の八街市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

指定管理者の導入についてなんですけれども、導入による経費節減はどのぐらいなのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

老人福祉センター及び老人憩いの家の管理運営経費につきまして、市が直営で管理した場合の令和3年度の経費見込額と、指定管理にした場合の概算見込額というものを比較いたしました。この結果、指定管理とした方が37万2千円ほど……

○丸山わき子君

37万2千円。

○市民部長（吉田正明君）

37万2千円ほど安価という結果でございました。

ただし、指定管理の見積額につきましては、各種講座や健康相談の開催、あるいは児童館との連携事業の実施というものが含まれておりませんので、完全に一致した条件下での比較ではございませんので、その点につきましてはご了解いただきたいと思います。

○丸山わき子君

わずか37万2千円で指定管理者制度と。これも先ほど来、私は申し上げていますがけれども、大変管理的になるわけですね。今の老人福祉センターは職員の皆さんがいて、各老人クラブの皆さんが老人福祉センターに行き、本当に楽しく過ごしている。職員の皆さんも本当に親身になって対応されているんですね。そういう人間関係がすごくうれしいんだという、高齢者の皆さんの声を聞いております。そういった職員との交流、職員の皆さんが親身になって面倒をみてあげている、そういった環境を断ち切っていく、これはあってはならないんじゃないかなというふうに思うわけです。わずか数十万円です。数十万円で指定管理者制度をやる、その意義は本当に疑問です。老人福祉サービスであるわけですから、管理的な運営はすべきではない。このように思います。

それから、いま一つ、施設の一括指定管理。老人福祉センターと児童館を一括して指定管理する。その意義は何なのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

老人福祉センター、それから南部老人憩いの家、それから児童館という3施設を同一の指定管理者に管理させるということになるわけですが、これによりまして施設間の交流事業の推進というものが容易になったり、あるいは施設間における人的、あるいは物的な資源の共有など、効率的な施設運営による経費の節減というものが図れるというような、様々な相乗効果というものを得られるのではないかと考えております。

○丸山わき子君

私は、3施設を一括で管理するやり方はあまりにも乱暴過ぎると。

今、図らずも部長が経費節減になるんだと言われましたね。児童館は児童福祉施設、児童福祉法の下に設置されるものなんですね。老人福祉センターは老人福祉法、この下に作られている施設になるわけですね。それぞれの特質を活かした運営がされるべきであるというふうに思います。そういう点では、本当にこういった原点に立ち返った議論がされているのかどうか、その辺について伺いたします。

○市民部長（吉田正明君）

今、核家族化ですとか高齢化が進んでいる中におきまして、お子さんと、それから高齢者の方の交流の場を作るといことにつきましては、お子さんにとりましても思いやりですとか優しさというものを学ぶ機会にもなりますし、高齢者の方にとりましましては子どもさんから元気をもらえたりといったような、社会参加の機会になるといったような相乗効果というものを期待しているところでございます。このため、世代間交流につきましては、指定管理者を選定する上におきましても重要な評価項目ということで捉えておりますので、こういった定期的な交流が図られるよう、業務仕様書にもこの辺を規定いたしまして、推進してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

交流だけを目的にした指定管理者制度の導入なんてあり得ないです。何も一括にしなくても、幾らでも交流は出来るわけですから。そういう点で本当に児童館の役割は何なのか、そして老人福祉センターの役割は何なのか、その原点に立ち返った運営をしていただきたい。このことを申し上げておきます。

それから次に、付議案25ページの入浴料の徴収についてであります。

この間、老人福祉センターの入浴の利用者数はどのぐらいあったのか、伺いたします。

○市民部長（吉田正明君）

老人福祉センターにおきます浴室の利用状況ということでございますけれども、年間利用者数につきましては平成28年度が2千204人、平成29年度が2千90人、平成30年度が2千286人ということで、毎年、同程度の利用人数で推移しておりますけれども、令和元年度におきましては台風、あるいは新型コロナウイルスの影響もございまして、1千866人という結果でございました。

○丸山わき子君

多くの高齢者が楽しみにしている、そういう場所であるわけですね。この間、高齢者は医療費の自己負担が強化され、また後期高齢者医療制度が作られて、年齢による差別医療が持ち込まれた。また、受給する年金は毎年、年々減らされている。そして、老年者控除も廃止され、高齢者は国の悪政によって福祉サービスの縮小や負担強化を押し付けられてきているわけですね。

今度は八街市がさらに老人福祉センターの入浴料の徴収をすると。高齢者福祉を後退させ

ることになるというふうに思うわけですね。その辺についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

老人福祉センターのお風呂の利用に対しましては、これまで無料という形で行ってまいりましたがけれども、これまでは1つの浴室を男女で、時間を区切りまして共同で利用していただくという形をとっておりましたけれども、今回の改修工事によりまして、2つの浴室を男女別々に、同時に利用出来るようにいたしますので、そういったことで利便性の向上を図った上で、浴室を利用する方としない方との公平性、それから県内他市町の同様の施設なども参考とした上で、今回、1人1回100円のご負担をいただくということにさせていただきます。

○丸山わき子君

こういう徴収をするということは、市民の楽しみにお金をかけるんだと、自治体が負担を強化させていく、大変これはとんでもないことであるというふうに思います。

老人福祉センターは地域の高齢者にとって大変楽しい交流の憩いの場であるというふうに思います。健康の増進にとっても大切な場所であり、こういった公共施設が本当に安心して、公正に適切に運営される、しっかりと自治体に対応していくべきである、何もお金をとらなくても、市民の憩いの場をもっと充実させていくことが出来るわけですから、ぜひそういう点でも、この徴収に関しては到底認められないということを申し上げておきます。

次に、議案第22号の八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは付議案の35ページであります。

条例の見直しにつきましては、新型コロナウイルス感染症に関する条例の見直しであります。傷病手当を新たに付け加えたわけですがけれども、国保加入者のうち、給与所得者のみを支給限定しているわけですがけれども、その理由は何でしょうか。

○国保年金課長（石井健一君）

傷病手当金支給の趣旨は、国内の新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり、感染が疑われる方に対し、感染拡大を出来る限り防止するため、労働者が休みやすい環境を整備することが重要であることから、国の緊急的、特例的な措置として財政支援を受けて行うものでございます。

傷病手当金支給の対象者は、個人事業主の家族である青色事業専従者や白色事業専従者を含め、所得税法で規定する給与等の支払いを受けている被保険者を対象としており、自営業者やフリーランスの方においては、今回の傷病手当金の趣旨とは異にすることとなりますので、傷病手当金の支給の対象外となります。被用者以外に対象を広げる場合は、国からの財政支援の対象外となりますので、本市としましては被用者以外に対象を広げることは考えておりません。

○丸山わき子君

それでは、国保加入者のうち給与所得者がどのぐらいいるのか、それから自営業者、フリーランスの国保加入者数、それぞれどのぐらいあるのか、お分かりですか。

○議長（鈴木広美君）

時間がかかりますか。では、それは後ほど。

○丸山わき子君

自営業者、フリーランスの国保加入者数はかなり多いというふうに思うわけなんですけれども、こういった方々の傷病手当については先ほど、もう既に答弁がございました。国からの支援がないから、やらないんだよという答弁がございました。しかし、厚生労働省は参議院の厚生労働委員会の中で、日本共産党の倉林議員の質問に対し、支給対象の拡大について、市町村長の判断で可能ですよということを言っているわけですね。市長が自営業者やフリーランスの方々の傷病手当をつけてもいいですよと言えば、どうぞやってくださいと言っているわけです。

ぜひ八街市も、国保加入者のうちの給与所得者のみの対象ではなくて、全ての市民を対象にすべきであるというふうに思いますが、その辺について、どのようにお考えでしょうか。

○国保年金課長（石井健一君）

国民健康保険法第58条第2項に、保険者は条例で定めるところにより傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことが出来ると規定していることから、市町村長の判断で任意で給付することは、おっしゃるとおり、可能となります。

現在、複数の自治体で個人事業主も対象に傷病手当金を支給していると伺っておりますが、個人事業主への傷病手当金の支給は国の財政支援の対象外となります。傷病手当金の財源として国民健康保険税の活用が考えられますが、国民健康保険税の算定にあたっては、傷病手当金の活用を想定しておりません。そのため、傷病手当金の支給は国の財政支援制度の範囲内だと考えておりますので、被用者以外へ対象を広げることににつきましては、現在のところ、考えていないところでございます。

○丸山わき子君

今は非常事態なんですよ、コロナ禍の中で本当に市民が不安になっているわけです。コロナ対策の中で、当然これは八街市としても対応すべきじゃないかなというふうに思うんですよ。

市長はどんなふうにお考えでしょう。

○国保年金課長（石井健一君）

自営業者やフリーランスへの傷病手当の支給なんですけど、国民健康保険に加入している自営業者やフリーランスの方への傷病手当の支給につきましては、先ほども答弁したとおり、計画しておりませんが、国をはじめ、各種支援策を今いろいろと打ち出しているところでございまして、その支援策を活用していただきたいと考えております。

国民健康保険には様々な就業形態の被用者が加入している中、被用者だけを支援の対象とすることは、おっしゃるとおり不公平のようにも見えますが、自営業者などは資金繰りなど

で傷病手当金とは別の支援策がございます。また、月や年、季節などによって収入が大きく異なる業種もございますので、公平な算定が難しいところもございますので、ご理解の方をよろしくお願いいたします。

○丸山わき子君

私は理解出来ません。やはりコロナ禍の中でコロナ対策をいかに進めるか、そこが大切だと。非常事態だと思いますよ。そういう中で、給与所得者のみの支給で限定して、本当に国保加入者の皆さん、自営業者、フリーランスの方々は不安だと思います。ぜひそういう点ではもう一度見直していただきたい。このことを申し上げておきます。

時間がございませんので、一般会計の補正予算について。

14ページ、生活困窮者自立支援事業についてなんですけれども、この間の住居確保給付金の利用状況について、伺います。

○市民部長（吉田正明君）

住居確保給付金の令和2年5月末現在におきます、申請件数については24件、支給決定件数につきましては23件でございます。

○丸山わき子君

相談件数というのは、もっといるわけですね。約3分の1の方しか申請出来ないという状況です。相談に来られた方は、本当に申請出来ないまま帰らなきゃならない。そういう点では、せんだっても私は一般質問しましたけれども、緊急に八街市がお貸しする、そういう制度を作るべきじゃないかなと。申請出来なくても、少しでも手元にお金が入り、家賃の一部になる、そういった取組が必要ではないかなというふうに思いますが、そういう点では、もう一度、私は質問いたします。ぜひとも市独自の支援策を作っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

市独自の支援策というものは、現状におきましては大変難しいところでございますけれども、住居確保給付金の申請が仮に却下されたような方につきましても、要件を満たせば、今現在、社会福祉協議会の方で行っております緊急小口資金の貸付というものを受けることは可能でございますので、そういったところでご相談いただければと思います。

○丸山わき子君

そういったところで相談しても、やはり相談からあぶれてしまう人がいるわけですよ。そういう方々をどうしてあげるのか。本当に申請して受給出来れば良かったけど、出来ないから、本当に生活が大変になっている、そういう事態をどのように把握されているのか。次の制度を使えばいい、そのような状況ではございません。やはり市民が今のコロナ禍の中でどんな状況になっているのか、もっと実態を把握すべきであるということを申し上げておきたいと思います。

最後に、16ページの9款2項2目の教育費ですが、ICT環境整備事業についてであります。

タブレット端末購入をするわけですが、総額4億9千235万2千円のうち、八街市は2億2千700万円強を負担するわけですね。やはりこれはかなり厳しいんじゃないかなというふうに思うわけなんですけれども、今後の市に対する国の支援はあるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

I C T環境整備事業につきましては、ネットワーク環境整備については国の補助が2分の1、パソコン端末の整備につきましては3分の2、国の補助を活用いたします。また、地方創生臨時交付金の中で国の補助メニュー等も示されておりますので、それも含めて今後活用していきたいと考えております。

○丸山わき子君

そうしますと、市の負担が2億2千700万円あるわけなんですけれども、それは今後、国の補助金等を活用して、もっと減らすことが出来るのかどうか。その辺については財政課ですか。

○総務部参事（會嶋禎人君）

今現在、今回の補正ですと、おっしゃったとおり2億2千800万円程度になります。今答弁を差し上げたとおり、地方創生交付金を使った場合、今のところ補助裏分だけしか認められておりませんので、その分だけを認められますと、約1億円が入ります。さらに、残りの分については、端末の購入費については起債が効きませんので、これは今のところ一般財源を入れていくしかありません。しかし、今行っております単独事業の元気アップ事業ですね、その事業の財源、約2億4千万円程度を交付金で充てておりますので、それに余裕が出れば、その分についてはI C T環境の方に回すことが可能となります。

さらに、今回は2兆円分の追加があります。これについては、今のところの交付金のイメージとしましては、具体的な、今回挙げているような事業には該当していませんが、ただ、家賃支援とか雇用維持の方の割合で1兆円程度というのがありますので、それを逆に、今やっている元気アップの方に逆に振り替えて、それで今ある単独事業の分についてを、逆に今度はI C Tの方に振り替える、入替的な操作が出来るのであれば、その分を多少なりとも得ることが出来る。

いずれにしても、全体が認められたとしても、やはり若干の一般財源が必要となりますので、これは簡単に言ってしまうと、端数と言っているんでしょうかね、そういったところが多分、一般財源となりますので、今のところ、一番いい形でいきますと、ほとんど一般財源の持ち出しがない。ただ、最悪の場合ですと、二次交付の分が都市部、感染者の多い都市部に手厚くというような表現もされておりますので、これが八街市にどれだけ来るかによっては、やはり一般財源の持ち出しというのは考えられるところでございます。

○議長（鈴木広美君）

よろしいですか。ちょっとお待ちください。

石井国保年金課長。

○国保年金課長（石井健一君）

先ほど質問がございました国保加入者の就業形態なんですが、申し訳ございませんが、ちょっと資料の方を持ち合わせておりません。ただ、令和2年3月末の被保険者数は1万9千929人でございまして、そのうち給与収入、給与所得者は8千234人です。兼業とか、いろいろありますので、他の事業形態につきましては、申し訳ございませんが、ちょっと今は資料を持ち合わせておりませんので、ご了承を願えればと思います。

○議長（鈴木広美君）

よろしいですか。

○丸山わき子君

じゃあ、どうも。

○議長（鈴木広美君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了いたします。

これで通告による質疑は全て終了いたしました。

議題となっております議案第13号から議案第28号を、配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知といたします。

日程第2、休会の件を議題といたします。

明日6月10日から18日までの9日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。6月10日から18日の9日間を休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月19日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。議員の皆様申し上げます。この後、全員親睦会総会を議員控室で開催しますので、関係する議員は議員控室にお集まりください。議員親睦会総会終了後、議会改革特別委員会を開催しますので、関係する議員は第二会議室にお集まりください。議会改革特別委員会終了後、議会改革特別委員会小委員会を開催しますので、関係する議員は第二会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前10時45分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第13号から議案第28号
質疑、委員会付託
2. 休会の件

.....

議案第13号	八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	八街市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	八街市児童館の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第17号	八街市教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	八街市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	八街市老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	八街市健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号	八街市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号	八街市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号	令和2年度八街市一般会計補正予算について
議案第27号	令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
議案第28号	令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算について